

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：藤村電業株式会社
(法人番号9130001042961)
業者の住所：京都府京丹後市丹後町岩木477-4
- 2 指名停止措置期間：令和3年12月3日から
令和4年2月2日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：藤村電業株式会社は京都府中丹東土木事務所が公告した「国道173号道路維持管理工事」及び京都府山城北土木事務所が公告した「山城総合運動公園都市公園等災害復旧工事他」において、一般競争入札参加資格確認資料に虚偽の記載をしたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年9月22日、京都府から同条第3項の規定に基づき22日間の営業停止処分を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から <u>1月以上9月以内</u>